

<久喜市情報公開条例>

- 久喜市の情報公開制度** 平成22年3月23日に久喜市情報公開条例を制定
旧久喜市 平成5年に公文書公開条例（平成13年情報公開条例に改正）、
旧鷲宮町が平成13年に、旧栗橋町が平成14年に、
旧菖蒲町が平成15年に、情報公開条例を施行。

- 情報公開条例の目的**

この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の公開請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任の全うと、市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(情報公開条例第1条)

- 情報公開条例の対象となる公文書**

この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(情報公開条例第2条第2項)

- 公文書の公開を請求できるもの、請求方法**

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる

(情報公開条例第5条)

公文書の公開の請求は、公開請求書を実施機関に提出する。

(情報公開条例第6条)

- 非公開となる事項**

- | | | |
|------------------|---|--------------------|
| 第7条第1号（法令秘情報） | ⇒ | 法律及び政令、府令、省令により非公開 |
| 第7条第2号（個人情報） | ⇒ | 個人に関する情報 |
| 第7条第3号（法人等情報） | ⇒ | 法人の信用又は営業上の秘密などの情報 |
| 第7条第4号（審議、検討等情報） | ⇒ | 審議中又は検討中の意思形成過程情報 |
| 第7条第5号（事務事業執行情報） | ⇒ | 試験や交渉、調査など適正な遂行に支障 |
| 第7条第6号（国等協力関係情報） | ⇒ | 他自治体又は国との信頼関係を損なう |
| 第7条第7号（公共安全情報） | ⇒ | 人の生命、生活又は財産及び公共の安全 |

- 公開決定等の期限**

公開請求があった日から起算して15日以内 (情報公開条例第12条)

〈公文書とは〉

実施機関※1の職員※2が職務上作成し、又は取得※3した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有※4しているもの

(久喜市情報公開条例第2条第2項抜粋)

※1 実施機関

地方自治法上の執行機関及び議決機関

具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

附属機関は含まれるが、消防組合等の一部事務組合は含まれない。

※2 職員

実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時職員含む）

※3 職務上作成し、又は取得

実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得

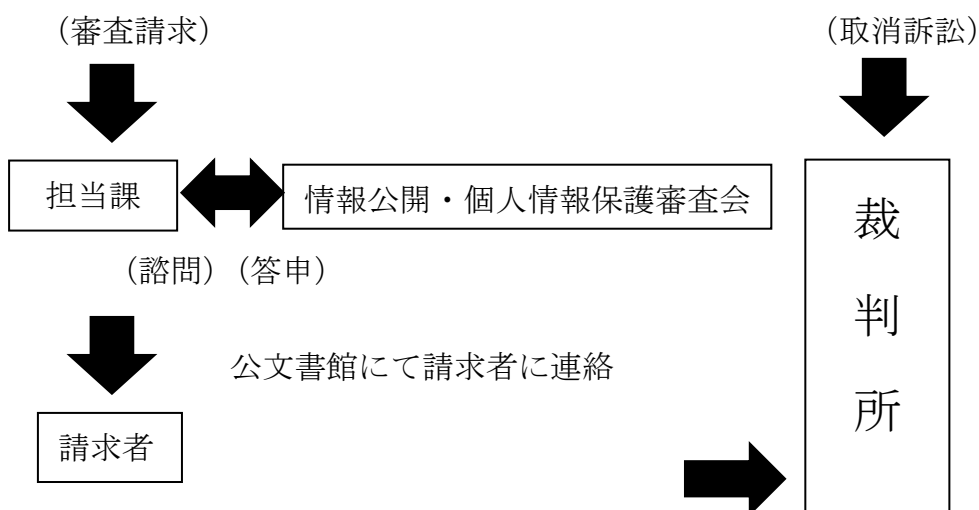
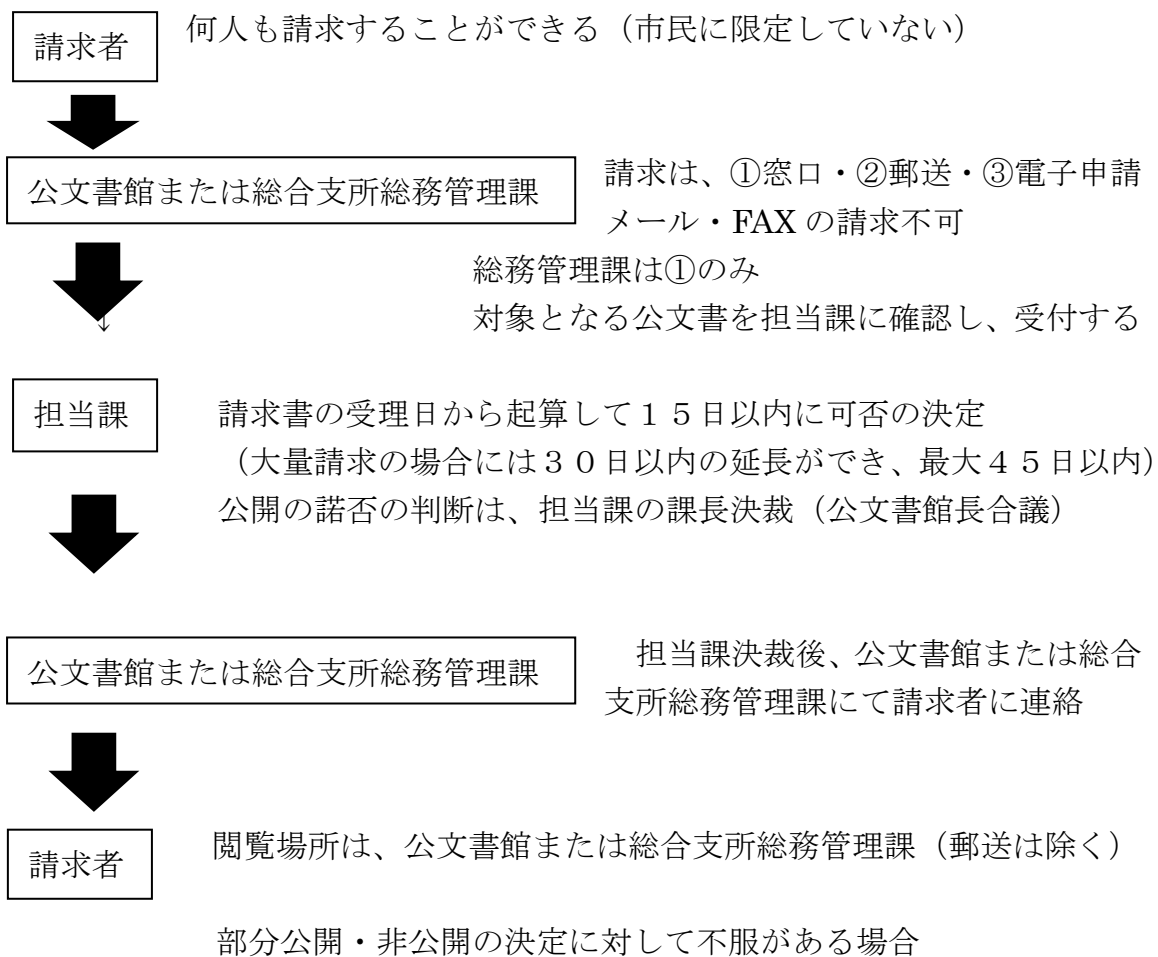
- ・ 作成した公文書の基準 職務上の内部検討に付された時点以降のもので、利用可能な状態で保存されているもの
- ・ 取得した公文書の基準 受領した時点以降のもので、利用可能な状態で保存されているもの

※4 組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有

実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもので、起案、決裁、供覧又は収受手続き等の有無は問わない。

個人的なメモや下書きなどは通常「公文書」に含めないが、他の公文書に添付された場合は「公文書」となる。

〈情報公開の流れ〉



部分公開・非公開の決定に対して不服がある場合（取消訴訟）

<久喜市個人情報保護条例>

●久喜市の個人情報保護制度

平成22年3月23日に久喜市個人情報保護条例を制定

旧久喜市 平成11年、 旧鷲宮町 平成12年

旧栗橋町 平成13年 旧菖蒲町 平成14年に、個人情報保護条例施行。

●個人情報保護条例の目的

この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。(個人情報保護条例第1条)

●個人情報の開示請求の対象となる公文書

この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(個人情報保護条例第2条第1項第4号)

●個人情報の開示を請求できるもの、請求方法

実施機関において保有している個人情報の本人

自己以外の者の保有個人情報については配偶者に係るものであっても開示請求はできない。(ただし、未成年者等の法定代理人は除く)

自己の保有個人情報の開示請求は、開示請求書を実施機関に提出する。

(個人情報保護条例第13条)

●開示しないことができる個人情報

第14条第1号(法令秘情報) ⇒ 法律及び政令、府令、省令により非公開

第14条第2号(第三者情報) ⇒ 開示請求者以外の情報

第14条第3号(評価、診断、相談等情報) ⇒ 事務事業の適正な執行の確保

第14条第4号(検査、取締り、交渉等情報) ⇒ 公正又は円滑に実施の確保

第14条第5号(事務事業の審議等に関する情報) ⇒ 審議等の円滑な執行の確保

第14条第6号(犯罪等防止情報) ⇒ 人の生命、生活又は財産及び公共の安全

第14条第7号(国等協力関係維持情報) ⇒ 国又は他自治体との信頼関係の確保

●開示決定等の期限

開示請求があった日から起算して15日以内(個人情報保護条例第18条)